

第4号様式（第8条関係）

議 事 録

会議名	第2回寒川町地域自立支援協議会
開催日時	平成30年8月23日（木）13:00～15:00
開催場所	寒川町民センター1階 展示室兼学習室1
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	・ 委員：大西委員、長谷川委員、山根委員、長田委員、池田委員、小川原委員、牧野（賢）委員、内山委員、稲葉委員、金子委員、石川委員、中野委員、高橋委員、井上委員 ・ オブザーバー： 【湘南東部障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター】田中氏 【寒川町障がい者相談支援事業所ゆいっと】佐藤氏 【生活相談室すまいる】安田氏 ・ 事務局： 【町】亀山福祉部長、内田福祉課長、千野主査、竹内主任主事、天野主事、塩原精神保健福祉士 【寒川町障がい者相談支援事業所ゆいっと】齋藤氏、中田氏 【生活相談室すまいる】内藤氏、湯田氏 ・ 欠 席： 牧野（祐）委員 ・ 傍聴者： 無 ・ 議事録証人委員：山根委員、長田委員
議 題	1. 開会 2. 議題 (1) 議事録承認委員について【次第裏面】 (2) 平成30年度第2回相談支援体制に係るワーキンググループ活動報告について【資料1】 (3) 障害者差別解消啓発活動について【資料2】 (4) 地域生活支援拠点等について【資料3】 (5) その他 3. 閉会
決定事項	
議 事	1. 開会

事務局：会議資料の確認

会 長：それでは議事に入りたいと思います。では、2. 議題の（1）議事録承認委員について、事務局よりお願いします。

事務局：それでは、次第裏面をご覧ください。委員名簿順でいきますと、今回は山根委員と長田委員となりますが、引き受けていただきますでしょうか。

両委員：はい。引き受けます。

事務局：ありがとうございます。（1）議事録承認委員については以上です。

会 長：では、次に（2）平成30年度第2回相談支援体制に係るワーキンググループ活動報告について、説明をお願いします。

委 員：これまでの経過から説明すると、相談をどういう風に受けていくのか、どういうところが相談のしにくさになるかについて、協議会の中で話し合われてきた。どんな相談が寒川町の中で起こっているのか、どんな方々が相談を受けているのかという経過の中で、専門的に障がいに関わっていない方が相談にのっているのかを把握していくねらいではじまった。身近な自治会の方々、民生委員の方々、教育関係者の方々、一般病院の方々にもアンケートを取りました。アンケート結果を協力いただいた方々にかえしていく中で、つながりを持ち続けるために、自治会長連絡協議会との懇談会、民生委員との懇談会、教育関係の方との懇談会を持っていこうという目的で今年度行われています。

7月20日に自治会長連絡協議会とのつながり創りの活動ではワーキンググループメンバーと他の委員の方々にも参加していただき、懇談会を実施しました。その報告を7月25日のグループワーキングで報告しています。

内容については資料1に掲載。

3 グループに分かれて自治会長と懇談会を実施。

懇談会に先立ち、障がいについての説明と障がい児者向けの防災訓練について説明しました。

懇談会の感想として、自治会としても障がい者に対する意識を高く持っていることがわかりました。また、障がい者への具体的な対応を知りたいという意見や関係づくりの難しさなど色々な話題が懇談の中で出てきました。

さらには、防災対策についても自治連の中で考えていかなければいけない問題であるという認識であることが確認できました。

今後は、民生委員児童委員協議会との懇談会は12月12日の午後にワーキンググループのメンバーで行う予定です。教育関係の方との懇談会についてはまだ内容は詰まっています。

次回のワーキンググループを10月5日にやりますが、その中では民生委員との懇談会について話を詰めていきます。

具体的なグループごとの懇談内容については、事務局がまとめた資料があるので、そちらを参照ください。

会 長：今の説明に補足等ありましたら、お願いします。

事務局：資料として提出した実施概要、各グループの懇談内容については、事務局より自治会長連絡協議会で報告してまいります。

会 長：（3）障害者差別解消啓発活動について、では説明をお願いします。

事務局：資料2をご覧ください。皆様から提案いただいた啓発活動の内容をまとめました。一番多かったのがチラシパンフレット配布、ポスターの掲示でした。広報誌による啓発活動もでした。

他には、周知する上では、自治会、民生委員、学校などの組織を使って啓発してはどうかやイベント会場で啓発してはどうかという意見がありました。

また、病院や企業など対象者を絞る意見もありました。

要望として、差別をなくす意味合いで駅のホームに電光掲示板を出してほしいというのがありました。

啓発活動を考えていく前に、福祉課として、3月号の広報誌の紙面で『障害者差別解消法』を特集する内容で5ページ確保しています。内容は当事者のインタビュー、当事者の座談会などを記事に出来ればよいと考えています。

また、これから出来ること、出来ないことを考えた上で整理していくと、のぼり旗を作成するなど予算措置が必要なものは、今から準備するのは難しいです。予算措置が必要な活動に関しては今後予算化を検討していきます。

地域での啓発活動をするということであれば、人目のつくところでチラシを配るや自治会の回覧板を使ってチラシを回覧するという意見があります。協議会としてつくった差別解消法のチラシを活用し、配布することは可能と考えます。

委 員：この先どうされるのか。この中から選んで実際に行うのか、どのように進めていくのか、説明をお願いします。

事務局：今年12月障がい者週間で啓発活動を行います。12月までに出来

ることを優先的に選択していただきます。予算に関わることは来年度以降の実施を検討していくものとして、意見を頂いておく福祉課としても予算要求などの準備をしていきます。

委員：この中から選ぶということですか。

事務局：出された意見の中から選択することとなりますが、準備期間を考慮する必要はあります。自治会への回覧となると、11月からの準備だと遅いです。回覧する内容を自治会長連絡協議会において許可を得なければならないため、11月上旬までに回覧内容を決めておかなければならないです。

会長：3月の広報の掲載、町内のスーパーへのチラシの配布、自治会の回覧の活用に対して、何か意見がありますか

オブザーバー：にっこりマーケットについても障がい者活動の一環なので、ぜひ盛り込んで欲しい。資料になかったです。

寒川町では昨年、人権講演会があったが、それに絡めてはどうか。にっこりマーケットを障がい者の日の活動を絡めて12月に行っているので盛り込んでも良いのでは。町民センターでの開催なので、町民センターに来ないとわからない。販売は町民センターでよいが、寒川町役場の1階のロビーや町内の人が集まる場所に、同じ期間周知活動するのはどうか。

また、2P6番、食堂中のモニターを使ってPRという意見が出されているが、どういうことを考えているのか。周知活動は映像が中心になっているので、映像で出来ることがあるのか。詳しく教えていただきたい。

事務局：事業所の店舗の中にテレビがあるので映像が流すという意見です。

また、お弁当にチラシを挟んでPRするという意見もありました。

事務局：にっこりマーケットについては、今年も予定通り12月に行うので、啓発の一環と考えている。人権講演会については、各市町村で持ち回りでまわってくるものです。昨年は寒川だったので、にっこりマーケットのチラシを配れましたが、今年は出来ません。

事務局：展示の部分で、庁舎のロビーは可能です。どんなものを貼るのかは、事業所連絡会の中で話し合ってもらいたい。にっこりマーケットを活用するのは良いと思います。

委員：差別はどういうことで起きるのかを考えると、自治連の話し合いの中では、知らないのどう関わって良いのか、どのように接触してよいのかわからない、不安だから関わらないようにする、そういうことが主な意見でした。チラシでは興味がない人には伝わらない

ため、興味のない方がどうやって感じてもらうかが大切だと思います。自治会など身近で協力できる人、身近で理解してもらえる人を少しずつ増やしていくためにどうやったらよいのかを自治連との懇談会を通じて感じました。わからなくても目をそらさない人の確保をどうやっていくのか。広く周知することと、もう少し取り込める活動をしていくことの両方が必要だと思います。

委員：当事者のことをよく知ってもらうために、当事者の人がもっと参加して欲しいです。パンフレットやチラシなどの配布も当事者の方に参加して欲しい。

会長：職員だけで完結せずに、接客が苦手でも一緒に経験してもらう、また地域住民にもわかってもらうの良いことだと思います。事務局としてはどう考えますか。

事務局：パンフレットを配る時には当事者の方にも協力してもらいたいと考えています。

オブザーバー：当事者の方に協力して欲しいです。

資料２の３Ｐ８番、チラシやパンフレットの配布については、通勤や買い物の時間帯等に配布をすることと、にっこりマーケットの宣伝を兼ねて試供品を配るというのはどうか。また予算は町として、検討していただけるのか。１２月９日が日曜日であるが、もし行うとしたら当日がよいのか、また何時がよいのかがある。

動画で当事者の生活などどのようなになっているのか、実際の生活を知ってもらう動画があるので、庁内でやるのであれば文字情報だけでなく動画も含めた展示や掲示を検討していただきたい。良い物があれば情報として渡したいと思っている。

事務局：予算として、今年の実施は厳しい。動画を庁内で流せるかどうか、役場のロビーのテレビでは流せない。他にモニターとプレイヤーがあれば可能だと思います。

皆で集まって配布は良いが、チラシ１枚だと受け取ってもらえないのが現実。ティッシュ１個でもついてればもらってもらえるが、ティッシュの用意も出来ていない状態。参加して配布しても受け取ってもらえない、何もないのが課題です。皆で集まっての配布は可能だと思います。

委員：障がい者差別に関して気になることがある。例えば店や企業、客に対して丁寧に接するマニュアルで整備されている。当事者と手続き関係で同行することがあるのだが、マニュアルが出来てくると、あまり考えないで対応する場面もでてくる。マニュアル通りにやって

いればサービスとして成り立っているという雰囲気が見受けられる。差別解消法の大きな柱の部分で、障がいについて知るや当事者に接して知ることによって差別解消に繋がっていく。

合理的配慮については、次年度以降に向けて、地元の企業・店舗と意見交換ができると良いと考えている。予算も伴うが、次の課題として考えていく必要がある。

委員：様々な案があるが、本年度これから短い期間でやるのは厳しいものもある。お金がかかる活動もあるが、お金をかけないアピールもあるのではないかな。ゴミ拾いなど、発想を豊かにしてやっていくと色々な方法が見つかる。理解してもらうには活動している姿を見てもらい理解してもらうのも良いのではないかな。当事者団体の方も集まっているので出来るのではないかな。

会長：当事者の積極的な参加、企業などの対象を絞った活動も大きな意味がある。ただ、今出来ることからやっていくと考えるといかがでしょうか。

事務局：ゴミ拾いは今年すぐ出来るかもしれない。継続して出来るのであれば、来年度のぼり旗など用意も考えられる。

今年度、準備期間が少ないところで、チラシの配布をやるか、またはゴミ拾いをするのもよい。自治会回覧板活用での啓発のほか、チラシを各飲食店や町内のお店に置かせてもらう連絡を役場で行い、当事者の方に参加してもらい配布することも出来ると思う。今年今からでも2～3個は出来ると思う。そのため委員の皆さんに意見を聞きたい。

委員：自治会回覧板による啓発については問題がない。

委員：何年か前にティッシュ配りをした時は時間外だった。今後の活動では時間内で出来るのか。日程も事前に決めておいたほうが良い。

事務局：チラシの配布になると、人がいる時間帯が良い。寒川では人の流れがあるのが、朝か夕。地元のお店など、どこかに配架してもらう場合は日中活動の時間内で出来ると思います。

ゴミ拾いも日中活動の時間内で出来るので、先に決めてお知らせしていく形になると思います。

委員：今年、12月9日は日曜日で休みになっているが、どうしますか。

事務局：活動の日程調整については、事業所連絡会などで都合を聞きながら調整していくやり方が可能だと思います。

委員：障害者の日は12月9日と決まっている。以前、社協がビラにティッシュをつけ配布をしたが受け取ってもらえず逃げてしまう。12

	月 9 日は寒い。当事者を連れての参加は寒いので辛い。クリアファイルだと大きいので難しい。暖かい日の方が参加しやすいと思う。 委 員：日中に社協で啓発活動をしたが、日中でも十分良かった。 オブザーバー：啓発活動は是非実施して欲しい。が、難しく考えると出来ない。同じ時間帯に自分の地域でいっせいに活動するなど、簡単に出来るところからやって欲しいです。 委 員：ゴミ拾いはいっせいに集まって活動しなくても良いのでは。時間帯を合わせて行うので十分だと思う。地域でやることでボランティアの方、自治連、民生委員などと交流が広がってくる。広がりをするだけつくるためにも縛りがないほうが良いと考えます。 オブザーバー：協議会の皆でやっていることが見えたほうが良い。 1 2 時から 1 3 時とか 1 3 時から 1 4 時の人が買い物に出やすい時間帯または 1 6 時から 1 7 時などの帰りの時間帯で調整し、場所は駅前として、集まりやすい時間帯に委員に参加してもらい配布をしていくのと、それに加え、色々なところに施設を中心に皆で配布をするのはどうか。 にっこりマーケットと町内の展示で行ったらどうか。 ゴミを拾う活動自体は社会貢献的によいと思うが、障がい者の方たちは色々な活動ができるのでそこを見てもらいたい。ただ、皆さんに説明が出来にくいので、まずは知っていただくことから始めたいし、そこが大切なので配布活動を中心にやっていくのはどうか。 会 長：チラシの配布、にっこりマーケット及び町内での展示、町の広報誌の 3 つですがどうでしょうか。委員のみなさんのおっしゃるとおり、色々な活動があるのですが、出来る事からやっていくことが大事かなと思います。一度きりでなく、何度も継続していくのが啓発活動では大事だと思います。事務局はどうでしょうか。 事務局：チラシの配布、自治会回覧板活用、展示を行うことにして、ゴミ拾いは次回以降というのはどうでしょう。 オブザーバー：事業所の運営面から考えると、障がい者の方々の日中活動が事業所として実施する支援業務であるため、町のために無償でゴミ拾い等をするとすると事業所的に厳しい部分がでてくると考えられます。 事務局：ゴミ拾いは事業所連絡会として出来るかどうか、投げかけとしては事務局としてさせていただく。可能であれば実施でも良い。 啓発活動 3 点について準備をし、次の会議において、事務局案を作成してお見せしていきます。 会 長：引き続き、（４）地域生活支援拠点等について事務局よりお願いし
--	---

ます。

事務局：趣旨・目的をまとめています。（【資料３】の１ページ読み上げ）
平成３２年度末までに、①相談②緊急時の受け入れ・対応③体験の機会・場④専門的人材の確保・養成⑤地域の体制づくりの５つうちのひとつを必ず、整理しなさいと国から示されています。資料３の２ページ目以降に現在の寒川町の状況を事務局である福祉課、ゆいっと、すまいるで協議してとりまとめています。

地域生活支援拠点とは、ハード的にひとつの大きい施設を作り、その中で全部集約してやる方法がひとつと、色々なサービスをコーディネート機能をつけて面的整備でつなげて使っていく方法があります。寒川町ではどちらでやっていくのか考えていくのですが、財政部門と、協議をする機会があり、ハード面を３２年度末まで用意するのは非現実的であるとの見解を受けている。

ハード面を整備する費用、総合計画上で計画値を出しているが、それも立てられていないので、急に盛り込んでやるのは、町の計画上は厳しいと言われている。

そのため現実的な整備となると面的整備となる。

資料３に関してはその点も踏まえた上で作成しています。

（資料３の２～４ページを読み上げる。）

地域生活支援等拠点について、委員のみなさんにより色々な意見があると思います。この協議会の中でやっていくことは、５つやらなければならないものがある中で、何から手を付けていかなければならないのか意見をいただきたい。

これからこの場で協議をしつつ、委員の皆様は各団体から選出されておりますので、持ち帰っていただき意見を１０月１日までに集約して提出していただきたいと考えています。

会 長：今の説明に対し、意見や質問等ありますか。

委 員：資料３の４ページにある専門的な人材確保・養成のところで、精神障がいの方の支援について、茅ヶ崎市保健所では精神保健の研修会や事例検討会、さらには事業所、相談の窓口で困っている方に対してコンサルテーションを行っています。そのため、課題解消の手段のひとつと考えていただくことは可能でしょうか。

事務局：はい。課題解消の手段のひとつであると考えられます。

委 員：地域生活支援拠点にしても、相談のワーキングにしても、地域包括

ケアシステムとの兼ね合いを考えても、精神障がいを支援している立場として思うところがある。相談事業所の役割が、サービス計画、社会資源、福祉サービスの提供の相談が主になってきている。

その方がどういう課題を抱えているのか、どういう風な生き方をしてきたのか、どんな思いなのかなど根本的な課題の整理がされる機会がないままである。精神の方の場合、サービスがあったら生活が成立するかといったらそういう方ばかりではない。

サービスを提供するのは、足りないところに対する手段のひとつでしかない。障がいをどう受け止めていくであるとか、中途障がいを自分の中でどう整理つけて生き方を見つけていくであるとか、病状に対して自分がどう対応していくのかといった、具体的な福祉サービスじゃないところの相談が多くなっている。そういった相談に対して、今の相談の体制や福祉サービスの状況を考えると対応が難しくなっている。

相談と言ってしまうが、色々な意味合いがある。お互いが見ているところや思っているところが違う。相談とは何なのかを共有化していく機会や場面がないと次に進めない。共有化がないまま組み立てても意味がない。私たちが取り扱う問題について、小さい単位で検討していく必要がある。

委員：相談支援事業所間の連携が必要だと思う。情報共有し、各事業所が持っているスキルを共有して一人だけで抱え込まないで、皆で意見を出し合った解決して欲しい。成人だけではなく、児童の計画相談を行っている事業所とも繋がりが必要。基幹相談支援センターも設置して欲しい。また自由意見については、予算面のことを考えずに意見を記入してよいのか？どのくらいの予算規模を考えているのか聞きたい。

事務局：予算については見えてきていないです。「緊急時の受け入れ」の部分については、要望は具体的に書いていただきたい。何ができるのか本当に必要なものは何なのかを聞きたいです。地域生活支援拠点の整備にあたっては、当事者や利用者の意見をよく聞いた上で地域の実情にあった整備をするように指針がでている。みなさんの意見に対して、町として最大限に出来るものを模索していきます。

会長：地域支援拠点の機能が広すぎてイメージがつかなかったが、今回の説明で見えてきた。どの5つの機能の課題解消の手段に基幹相談支援センターの設置が入っている。現在、町内にない資源であるが、これありきで考えるべきなのか、また見込みも教えてほしい。

	事務局：必要なものだと担当では思う。造っていく為には予算も必要です。 今の段階でできることは、予算を手当てしていくこと、加えて、町総合計画に組み込む必要があります。現状では、町の施策として承認されていない状況なので、見込みを聞かれても確実なお答えはできない。 オブザーバー：地域生活拠点の進め方について平成３２年度中には５項目の中の１項目について取り組みを実施することでよいのか。 事務局：最低でも１つ、平成３２年度中までは必ず実施しなければならないと町としても考えている。 オブザーバー：自由意見については、こうなって欲しいというイメージを記入すればよいのか。また、平成３２年度中までにであるが、可能ならば平成３０年度や平成３１年度にやれるところから手掛けていくスケジュールという理解でよいのか。 事務局：はい。そのとおりです。 会 長：地域生活支援拠点に対する意見書については、提出が１０月１日までとなっています。よろしくお願いします。 （５）その他 オブザーバー：（当日配布資料：平成３０年度強度行動障がい支援研修会について説明） 福岡に視察にいった。先方に問い合わせたところ、研修の協力をしていただけることになった。研修の内容は、強度行動障がい者に対する集中支援事業を学ぶもの。 研修会には、ぜひ参加ください。 事務局：地域生活支援拠点に対する意見は、郵送・ＦＡＸ・メールとどういった形で提出していただいても大丈夫です。 次回の協議会は１１月６日（火）です。場所は町民センター１階展示室兼学習室１。時間は午後１時からです。 会 長：以上をもちまして議事を終了とさせていただきます。ありがとうございました。		
公開又は非公開の別	公 開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）	

議事の経過	・平成30年度第2回相談支援体制に係るワーキンググループ活動報告について確認した。 ・障害者差別解消啓発活動について、継続協議とした。 ・地域生活支援拠点等の整備について、継続協議とした。
会議資料	資料1 : 平成30年度第2回相談支援体制に係るワーキンググループ活動報告 懇談会資料1 : 懇談会次第 懇談会資料2 : 懇談会名簿 懇談会資料3 : 障がいの種類や区別について 懇談会資料4 : 障がい児者向け防災研修の報告について 資料2 : 障害者差別解消啓発活動について 資料3 : 地域生活支援拠点等の整備について 当日配布資料 : 平成30年度強度行動障がい支援研修会
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	山根信子委員 長田澄代委員 (平成31年3月26日確定)